

国空空技第572号
令和5年3月27日

東京航空局次長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

大阪航空局次長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

航空保安大学校長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

札幌航空交通管制部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

東京航空交通管制部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

神戸航空交通管制部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

福岡航空交通管制部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

東北地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

北陸地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

関東地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

中部地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

近畿地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

中国地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

四国地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

九州地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

国土技術政策総合研究所 管理調整部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

国空空技第572号
令和5年3月27日

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事における適切な工期設定の一部改定について

建設現場における週休2日を推進するための措置として、「空港土木工事における適切な工期設定について（令和2年3月27日付け国空空技第578号）」により空港土木工事における適切な工期の設定方法を策定し、また、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正の一部改定について（試行）（令和3年3月1日付け国空空技第345号）」により、週休2日の達成状況に応じた工事費等の補正について通知したところである。

週休2日の実現に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、働き方改革への対応に係る発注者等の責務として、公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮した適正な工期を設定することに取り組んでいるところであるが、今般、最近の実態をふまえ具体的な運用方法を一部改定し、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は令和5年4月1日以降に入札手続きを行う工事から適用する。

空港土木工事における適切な工期設定の考え方

1. 工期設定

(1) 用語の定義

【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※準備期間は、「空港土木工事共通仕様書 第1編第1章1-1-8工事の着手」に定める工事開始後30日以内の期間を含む。

【施工に必要な実日数】

種別・細別等毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件(施工パーティ数、施工時間など)により算出される実働日数のことをいう。

【不稼働日数】

休日(土日※、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨日、降雪期、出水期(以下「天候等による作業不能日」という)や現場状況(地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等)を考慮した作業不能日数をいう。

※土日以外を休日とする場合には、その旨特記仕様書に明記するものとする。

【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【雨休率】

休日と天候等による作業不能日の年間の発生率をいう。

※土日以外を休日とする場合には、その旨特記仕様書に明記するものとする。

(2) 工期の設定

①準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模、空港制限区域内への立入り手続き期間、空港管理者との調整期間及び地域の状況等に応じて設定※することとする。

以下に記載がない工種区分については、最低30日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間
空港用地造成工事	40日
空港舗装工事	30日
空港維持工事※	30日

※通年維持工事は除く

②施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、「空港土木請負工事積算基準第1部第11章作業日当り標準作業量」に示す歩掛の作業日当り標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。なお、時間的制約を受ける工事は、作業日当り作業量を別途考慮する。また、パーティ（pt）数は、1ptで設定することを基本とするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮し、設定することとする。

③雨休率

雨休率は、休日と天候等による作業不能日の年間の発生率とし、以下のとおり設定する。このほか、暴風等の気象における地域の実情、施工条件等を考慮してもよい。

1) 休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。

2) 天候等による作業不能日は、①1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日、②8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去5か年の気象庁及び環境省のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良い。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。ただし、雨休率を設定する際は、「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しないよう注意する。

例：令和5年度の東京における気象データから算出した雨休率：0.7
雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法
＝施工に必要な実日数（100日の場合）×雨休率（0.7の場合）
＝70日

④その他の不稼働日

休日、天候等による作業不能日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

1) 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

2) 空港運用の考慮

当該工事を行う現場によっては、空港運用により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

3) その他

上記1)及び2)以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

⑤後片付け期間

後片付け期間は、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や現場の状況に応じて設定※するものとする。

※通年維持工事は除く

⑥工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示することとする。

例	・ 工事の性格、空港運用、自然条件等で日数を見込んだ場合 ・ その他、特記すべき事項がある場合
---	--

⑦工期設定支援システムの活用

上記内容を踏まえ工期の設定にあたっては、原則として「工期設定支援システム」を活用すること。ただし、維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められているものや標準的な作業ではない工事、システムを活用した工期が実態と合わない想定されるものについてはこの限りではない。

2. 特記仕様書の記載例（参考）

○. 工期は、雨天、休日等〇〇日間を見込み、契約の翌日から（和暦）〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含まれている。

なお、工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

※日曜日、土曜日以外を休日とする場合には、当該条件を記載すること。

準備期間	〇日間
後片付け期間	〇日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／稼働日数	〇. 〇
その他の作業不能日（〇〇のため） （和暦）〇年〇月〇日から（和暦）〇年〇月〇日まで	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：〇〇日間

2) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇日間

〔 過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び
環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出 〕

○. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が、○. で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。